

令和7年度 第1回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和7年5月14日（水）午前11時から午前11時20分まで
場 所	WEBでの実施
出席者 職・氏名	委 員（敬称略、五十音順）（6名） ◎は部会長 ◎蔵治 光一郎、田中 博通、谷 幸則、藤川 格司、 山川 陽祐、山本 早苗 事務局（県側出席者）（4名） くらし・環境部環境局水資源課 望月課長、密岡班長、小長井主査、亀澤主任
議 題	水源保全地域の指定区域の変更について
配付資料	・ 令和7年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会 次第 ・ 静岡県環境審議会水循環保全部会 委員一覧 ・ 水源保全地域の指定区域の変更について 【資料1】 ・ 報告案（水源保全地域の指定区域の変更） 【資料2】

事務局 ただいまから、令和7年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催いたします。本日、司会を務めます、水資源班長の密岡です。よろしくお願いします。

今年度ですけれども、水源保全地域の変更作業を早急に実施するということで、年度替わりのお忙しい時期で申し訳ないのですが、本日開催をさせていただきました。

本日の部会の出席状況ですが、委員9名中6名の方の御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していることを御報告いたします。

それでは、次第に従って進めてまいります。まず、水資源課長の望月課長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

水資源課長 それでは皆さま、改めましてこんにちは。

本年度から水資源課長になりました望月と申します。よろしくお願いいたします。

本日は御多忙のところ、環境審議会、水循環保全部会に参加いただきありがとうございます。

初回ですので、本来であれば直接お会いして御挨拶すべきところですが、今回はウェブでの挨拶ということで申し訳ございません。

次回は対面での実施を予定しておりますので、その際に改めて御挨拶できればと思いますので、よろしくお願いします。

昨年度の水循環保全部会におきましては、浜名湖圏域流域水循環計画の策定について、3回にわたり御審議をいただきました。1年という短い期間でありましたが、委員の皆様方から貴重な御意見を多数いただき、昨年度末に無事、計画を決定することができました。皆様には改めて感謝申し上げます。

本日の部会ですけれども、水源保全地域の指定区域の変更について御審議いただくこととしております。昨年度の部会において、水源保全地域の変更については、地域森林計画の対象となる森林、いわゆる5条森林の変更後速やかに行うよう御意見をいただいたことを踏まえて、本年度はこの時期の開催とさせていただきます。

本日変更について皆様の御承認いただくとともに、関係市町、河川管理者等から特段異論がなければ、所定の手続きを終えた後、速やかに区域の変更をしたいと考えております。

今後ですけれども、2回目以降の部会におきましては、本年度策定を予定しております太田川圏域及び富士川圏域の流域水循環計画の策定について御審議いただくことと考えております。こちらについては、環境審議会の全体会において今後諮問した後に、部会の中で御審議いただくよう、現在、準備を進めているところでございます。

引き続き皆様方の御協力をお願いいたします。

それでは本日の審議、よろしくお願いいたします。

事務局 望月課長、ありがとうございました。それでは次第に従いまして進めていきたいのですが、ここからの議事進行につきましては、蔵治部会長にお願いしたいと思います。蔵治部会長お願いします。

蔵治部会長 皆さんおはようございます。

今年度第1回ということですので、引き続き部会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次第に従って議事を進めますけれども、次第の3、議事の(1)、水源保全地域の指定区域の変更についてということになります。では、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局の方から、水源保全地域の指定区域の変更について御説明いたします。

資料1を御覧ください。画面に表示されている資料となりますので、画面で御覧いただいても構わないです。

まず、今回の指定区域の変更について概要から御説明いたします。

静岡県水循環保全条例の第16条第2項において、知事は、水源保全地域を

指定しようとするときには、あらかじめ、河川管理者および市町の長並びに環境審議会の意見を聴かなければならないということが規定されております。

水源保全地域の指定の解除およびその区域の変更についても、この 16 条第 2 項を準用するということが定められております。

今回は令和 7 年度の 5 条森林が、地域森林計画対象森林が変更されたことに伴い、水源保全地域の区域も併せて変更するものとなります。

本件については令和 7 年 5 月 7 日付けで環境審議会に諮問し、同月 12 日付で、審議会会長から水循環保全部会長に審議が付託されております。

付属資料 1 に諮問書、それから付属資料 2 に付託に関する文書を添付しております。こちらに基づいて本日の審議を進めていただきます。

また、昨年度の環境審議会において、この手続きについては部会の決議をもって審議会の決議ができるように、取扱いが変更されております。これについては、付属資料の 3、静岡県環境審議会条例に基づく決議事項ということで、この 1 項の 5、ここに水源保全地域の指定指定の区域解除および区域の変更、これが 5 条森林の変更に基づくものに限るということで定められておりますが、これをもって、部会の決議をもって審議会の決議とすることができるよう取扱いが変更されております。

では次にですね、水源保全地域の今回の変更についてです。

指定の基本的な考え方ですが、令和 4 年の 11 月 23 日付で答申いただいた考え方にに基づき 5 条森林を水源保全地域として指定しました。一定の県民への周知期間を経て、令和 5 年 10 月 2 日に、水源保全地域を指定しました。

また、令和 6 年、昨年度 9 月 20 日には、地域森林計画変更に伴い 22 市町において水源保全地域を変更いたしました。指定の基本的な考え方については、令和 4 年のとおり、水源の保全のために水源涵養機能を有する地域において適正な土地利用を図る必要があるとという観点から、森林のうち 5 条森林を水源保全地域として指定したものとなります。

今回、令和 7 年 4 月 1 日に 5 条森林の区域が変更されたことを踏まえて、再度、水源保全地域を変更するものとなります。なお、今回の区域の変更は、水源保全地域のうち 5 条森林を水源保全地域に指定するという、地域指定の考え方自体を変更するものではございません。

次のページですね、先に飛びますが、水源保全地域の変更対照表というものを添付しております。

左の列に、各市町の水源保全地域名称、その右側の 2 列に、区域を拡張するか除外するかというところが星取り表で示されております。丸がついているところが該当する箇所になりますので、例えば静岡市ですと、拡張する場所と除外する場所の両方があるという整理になっております。

その横に、森林簿の面積の増減ということで、こちら減少又は増加というものが書かれておりますが、これはあくまでも森林簿上の整理ではございますが、全体として面積が減少するか増加するかということが示されております。

その横の備考欄、こちらは、主な変更増ないし減の理由が示されているものになります。これを御覧いただくと、多くが林地開発に伴って地域整備計画から除外するものがほとんど。それから、現状等を航空写真で確認した結果、森林簿を補正したという例がありました。森林簿の補正に伴う増加又は減少というものがほとんどの理由となっております。

森林簿の補正というのが、森林簿上で面積のみを補正しているものと、森林計画図上で、図を補正しているものとあります。

私どもの水源保全地域に関しては、森林簿上だけの補正は特に関係なく、図の補正の部分が関係してきます。

では、今回具体的にどのような場所で区域の変更があったかを、資料には付いていないのですが、例示いたしますので、画面の方を御覧いただければと思います。

例えば一例なのですが、静岡市内の高速道路のインターチェンジの近くで農地造成を行って、それに伴って除外をした区域になっております。航空写真で状況を見ますと、造成した部分、又は水路等が布設された部分について、地域森林計画から除外しているというような形になっております。

同じような例で、これは国道を付け替えたことによる地域森林計画の対象森林からの除外となっております。この青の、この部分が除外されておりますが、現状を見ると、元々この辺りに国道があったものが付け替えられておりまして、法面の部分も併せて除外されているというものです。

一方、追加されたものに関してなのですが、この中でちょっと特殊なのですが、静岡市の水源保全地域の中で、官行造林地という、国が代わって整備した森林の部分が、地域森林計画の対象森林に編入するという事で、このくらいの面積が増になっております。

もう1箇所、これは伊豆市内ですが、再造林に伴う地域森林計画対象森林の追加ということで、状況を見ますと、もう森林なっているのですが、かつてこの北側にあります道路工事のヤードとして使われたところで、多分、一度裸地みたいな状態になったんですが、今森林に戻っているということで、追加されたということのようです。

こういった場所が追加、除外の場所となっております。

では、資料1の1ページ目にお戻りください。

資料の3の変更のスケジュールについてです。

水源保全地域の区域の拡張については、1か月間の縦覧期間が必要であるた

め、4月25日に縦覧を開始しています。

環境審議会への諮問については先ほど説明のとおり、5月7日に文書にて実施いたしました。今回の部会にて変更を御承認いただけましたら、部会から本会への報告を経て、答申をいただく流れとなっております。

この報告の案は、資料2として添付しております。

部会長から会長宛ての文書となっております。結論としましては、先ほど申しました、地域森林計画の対象とする区域の変更に併せて、水源保全地域の指定区域を変更するということです。諮問内容は別紙ということで、このような別紙をつけております。

また、資料1に戻っていただきまして、並行して5月9日から、市町、河川管理者に意見照会を行っておりまして、こちらは先ほどの公告縦覧と併せて、5月26日に終了となります。

これらの手続きを経て、5月30日付けで変更の告示を行いまして、6月2日、月曜日になる関係で、6月2日から変更ということになります。

なお、6月4日に第1回の環境審議会の全体会が行われますので、その際に、この旨、審議等の旨を事務局から報告をさせていただく予定でおります。

最後に、水源保全地域のベースになっている5条森林の状況、それから水源本籍指定後の届出の状況について、御説明いたします。

資料は飛んで、資料の1の3ページ目を御覧ください。

参考1に、本年度までの10年間の5条森林の面積の推移を示しております。5条森林については、年々、数値的には減少しているといった傾向が見られますが、県の全体に占める割合については、51%台ぐらいを維持している状態です。森林全体に占める構成比について、概ね80.6%、ごめんなさい文章の方は数字が間違っております、構成比で80.6%程度で、特に変化がない状態です。

次に、参考に届出の状況ですが、令和5年10月2日に水源保全地域を指定してから、令和6年度末までに、土地取引で301件、開発行為で33件、計334件の届出がございました。どのような届出が多いかといいますと、土地取引の届出については、約45%ぐらいが件数にして「現状と同じ」というもの、森林のまま取引するものです。

その他は、太陽光ないし再生エネルギー関連施設の部分が、件数としては多くなっております。太陽光と、最近では蓄電池の設置というのが結構増えてきております。

それから、面積的に大きいのはこの建物等というところがありますが、少し大きな倉庫の開発と、健康増進施設の開発がございましたので、それに係るもので面積が大きくなっております。

開発行為の届出については、件数は少ないのですが、1ヘクタールを超える開発とか、他法令の網にかかる開発行為については、条例の規定上適用除外となっていることから、件数、規模ともそれほど大きくないという特徴があります。

内訳としては、再生可能エネルギー関係、こちら太陽光がほとんどですが、そういったものが多くを占めております。一部鉄塔の建替等もございます。

このように、5条森林の面積に、現時点では若干減少しているものの大きな変動がなく、また届出数、届出に関しても、現在適正に提出されている状況ではないかと思われます。

このような状況を踏まえたと、水源保全地域として5条森林を指定するという考え方自体については、特段、現状すぐに変更する必要はないのかと事務局としては考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

蔵治部会長 御説明ありがとうございました。それでは、今の説明に関して、委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思いますが、御意見、御質問はございますでしょうか。

特段ございませんでしょうか。

うなずいてる方が多いようですので、これについては決議をしなければなりません。先ほど事務局から説明がありましたように、この部会での決議をもって環境審議会の答申とすることになっております。この部会から審議会の報告については先ほど画面共有でもありました資料2というものを使用することにいたします。

今回の水源保全地域の指定区域変更について、事務局案のとおり変更することと異議はありませんでしょうか。

もし異議のある方はまた挙手によってお知らせいただければと思いますが。

特段の異議なしと認めますので、本案は原案通り決議されました。ありがとうございました。

以上で、水源保全地域の指定区域の変更についての審議は終了となります。

以上で本日予定していた審議は全部終了でございますので、最後に委員の皆様から全体を通じた御発言がございましたらお願いしたいと思いますがどうか発言ありますでしょうか。

よろしいですかね。

そうしましたら今日はオンラインでございますし、特にないようですので以上で議事を終了しまして、進行は事務局にお返しいたします。

事務局 蔵治部会長、進行ありがとうございます。

では議事の方は終了しまして、次第の4の「その他」ですけれども、事務連

絡的なお知らせをいたします。

冒頭に課長の挨拶でも触れさせていただいたんですけれども、本年度の流域水循環計画の策定の予定について、簡単にお知らせをいたします。本年度、令和5年度末に審議をしていただいた策定順に従いまして、太田川圏域と富士川圏域の策定について着手をする予定でいます。

太田川圏域についてですけれども、5月1日に同圏域の流域水循環協議会を設立いたしまして、今、地元団体の協議体制がほぼ整っているような状態になっております。また、富士川圏域についてですけれども、こちらの方は、年度後半の9月ぐらいから、具体的な策定作業をしようと思っております、現時点では、県庁内の関係する所属と、各市町の情報収集の方をして準備をしているような状態です。

簡単ですけれども、状況をお伝えします。

6月4日に開催を予定してます、第1回の環境審議会の全体会、こちらの方で太田川圏域の水循環計画策定については諮問をするという形で準備を進めております。

諮問の後、水循環保全部会で御審議をいただくことになると思いますので、1年間引き続き皆さんよろしく願いいたします。

第2回の水循環保全部会なのですが、7月中に実施をしたいということで予定をしておりますので、後日また日程調整表を事務局から送らせてもらいますので、是非皆様の御参加をお願いいたします。

簡単ですけれども、今後の予定については以上になります。

本日次第については以上になりますが、皆様から全体通して何か御質問とか御意見ございますかね。あれば、挙手ボタン等でお知らせいただければ。

よろしいですかね。

すみません、非常に簡単でございますが、以上で令和7年度第1回静岡県環境審議会水循環保全部会を終了させていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。